

令和6年第1回農業委員会議事録

令和6年1月25日

下妻市農業委員会

令和6年第1回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年1月25日(木) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地の買受適格証明(3条)の交付決定について

第5号 下妻農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見決定について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 係長 渡辺 広行 主事 堤 大輔

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和6年第1回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は13番 羽賀 茂 君、14番 齋藤 森一 君 の両名を指名いたします。それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、16件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、赤須地内、田、908㎡、申請理由は、夫婦間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、桐ヶ瀬地内、畑、1,152㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第3号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、江地内、畑、1,196㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第3号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、原及び伊古立地内、2筆、田及び畑、合計3,131㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第3号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、原地内、田、1,686㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第3号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、下宮地内、2筆、田、合計2,396㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第3号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3 ページをご覧ください。

処理番号 7 号、申請地、古沢地内、畑、276 m²、申請理由は、自宅に近い土地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 8 号、申請地、下宮地内、田、7,984 m²、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 9 号、申請地、大木地内、田、3,289 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4 ページをお開き願います。

処理番号 10 号、申請地、江地内、畑、2,196 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 11 号、申請地、古沢地内、畑、370 m²、申請理由は、耕作地に隣接する土地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 12 号、申請地、古沢地内、畑、791 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

5 ページをご覧ください。

処理番号 13 号、申請地、村岡地内、畑、1,232 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 14 号と 15 号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

処理番号 14 号、申請地、新堀地内、畑、226 m²、及び処理番号 15 号、申請地、新堀地内、田、555 m² につきましては、農地を集約し、耕作しやすくするための相互交換で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

6 ページをお開き願います。

処理番号 16 号、申請地、大木地内、畑、1,092 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号1号:鶴見委員(代理報告)

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から南西へ約300mにあり、水稻の作付けの後、耕起され、きれいに管理されていました。1月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号2号:鶴見委員(代理報告)

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から南西へ約1.5kmにあり、麦播種で、きれいに管理されていました。1月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号3号:鶴見委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約1.3kmにあり、麦播種で、きれいに管理されていました。1月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号4号:鈴木委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、千代川体育館から南東へ約1.3kmにあり、水稻の収穫後、麦の作付けがされていました。1月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号5号:鈴木委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから南へ約1kmにあり水稻の収穫後、きれいに管理されていました。1月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号6号:中山委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、茨城県警察県西機動センターから東へ約500m圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。1月21日、現地調査をした結果、地

域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号:齊藤(森)委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから西へ約600mにあり、休耕でしたが、耕運がなされ、きれいに管理されていました。1月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号:中山委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、茨城県警察県西機動センターから北東へ約700mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。1月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号:鶴見委員

議案第1号 処理番号9号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から北へ約2kmにあり、水稻の作付け後で、休耕でしたが、きれいに管理されていました。1月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号10号:鶴見委員

議案第1号 処理番号10号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約1.5kmにあり、麦播種で、きれいに管理されていました。1月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号11号:齊藤(森)委員

議案第1号 処理番号11号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーター

一から北西へ約 700mにあり、小麦の作付け後、耕運され、きれいに管理されていました。1月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 12 号:齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 12 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかりカントリーエレベーターから北西へ約 650mにあり、小麦の作付け後、耕運され、きれいに管理されていました。1月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 13 号:羽賀委員

議案第 1 号 処理番号 13 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北東へ約 1.3kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。1月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 14 号、15 号:草間委員

議案第 1 号 処理番号 14 号及び処理番号 15 号について報告いたします。申請地は、市指定文化財小島草庵跡から南へ約 700mにあり、処理番号 14 号については、休耕でしたが、きれいに管理されていました。処理番号 15 号については、水稻の刈り取り後、きれいに管理されていました。1月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、処理番号 14 号、15 号とも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 16 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 16 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から南東へ約 650mにあり、梨の作付けがされ、きれいに管理されていました。1月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

7ページ並びに、参考資料1の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、今泉地内、畑、986㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたします。

事務局(堤大輔君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料1は、1ページ・2ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:野村委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大和保育園から南へ約300mにあり、

野菜の作付け後、耕起され、一部休耕でしたが、きれいに管理されていました。1月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

8ページ並びに、参考資料1の3ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、加養地内、2筆、登記、畑、現況、雑種地、合計1,278㎡、申請理由は、総上・豊加美ほ場整備事業に係る工事の受注に伴い、令和5年12月頃より仮設現場事務所及び資材置場として無断転用していた申請地を、始末書添付の上、一時転用するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局(堤大輔君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料1は、3ページ・4ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、一時的な利用でその必要があることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、農地に復元されることが確実な計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:草間委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から西へ約100mにあり、すでに仮設現場事務所及び資材置場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。1月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、仮設現場事務所及び資材置場へ一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。はい、齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

圃場整備の役員をやっておりますので、少しお話いたします。議案書を見て、私も現場を確認しました。ちょうどその時、県の工事担当者と市の担当者が来ていて、話をしたのですが、県の担当者は農地ということがわからなくて、ご迷惑をおかけしましたという話をしていました。

その時に、この申請地に4人の業者が入って荒整地をやっていました。議案書には5月末までとありますが、実際にこの工事が完了するのは来年の3月で、4月から水稻の作付けが一応開始予定です。それでちょっと質問ですが、この申請地を利用していた業者は議案書にある賃借人だけですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局願います。

事務局(堤大輔君)

齊藤(森)委員の質問にお答えいたします。今回の業者がどこかというご質問でよろしかったでしょうか。今回のこの申請地では、この議案書に記載されている賃借人が実際に使用してまして、私が現場に行ったときに、たまたま昨年12月頃に発見しました。県西農林事務所が発注している工事で、県西農林事務所と市農地整備課が事業に携わっていますので、議案書に記載の業者が使っていることを確認しました。ただ申請が漏れてしまっていたので、後からの是正となりますが、今回申請をさせていただいたという内容となっております。

現在は、市の農業委員会の許可を待たずして利用しておりましたが、許可がないとできないことですので、現状は今の仮設事務所と資材置場は使わないようにストップをさせておまして、今日のこの総会で許可がおりましたら、使用できるというような流れで、業者にも説明をしているところです。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員よろしいですか。

齊藤(森)委員

賃借人以外は事務所を使ったということは確認はしてないということで、わからないのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(堤大輔君)

はい、再度ご質問にお答えいたします。申し訳ありません。説明が漏れましたけれども、実際にこの現場で業者として使用しているのは、2社ということで確認しております。ですが、今回の申請地は代表して、今回の賃借人が申請人となるということで、その両者とも合意をして、申請していただいておりますので、実際に使っているのは2社ということで、事務局でも確認しております。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

2社ということですが、議案書にある賃借人が代表して申請をしたということですね。齊藤(森)委員、いかがですか。

齊藤(森)委員

わかりました。それと、この許可期限が切れたら、現状に戻すということですね。ただし、この事業は、先ほど説明したように、来年の3月末まで続きます。今、荒整地ですから、そのあと、U字溝排水路を設置したり、いろいろな仕事が出てくると思います。この現場事務所は、多分、今後の工事において、必ず必要になると思いますが、今年の5月末で期限が切れて、その時に新たな業者がここを使用する場合は、その業者がまた申請するのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(堤大輔君)。

ご質問にお答えいたします。今回、議案書に記載のとおり、一時転用の許可期間は令和6年5月31日までとなっております。この業者から、こういった形で申請を受け付けておりますので、このように記載しているところです。というのは、この業者が契約を請負っている期間というものがございますので、それに伴って必要とする期間を、この業者が申請するというのが基本でございます。仮に、例えばこの業者が、令和6年5月31日までに工事が間に合わなくて、延長したいということになった場合には、また再度、事業計画変更申請ということで、延長するための申請というものがございまして、農業委員会総会に再度かけて、許可が得られれば、延長ということになります。もしくはこの業者が、令和6年5月31日までで工事終了ということであれば、自動的にこの期間をもって終了ということになりますので、その時には、今の仮設の現場事

務所と資材置場を解体しまして、きれいな農地に一旦戻して、土地の地権者の方にお返しするという形でございます。

以上でございます。

齊藤(森)委員

議案書にある賃借人以外の新たな業者が作業をする場合、新たな業者がまた申請するのですね。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(堤大輔君)

はい。おっしゃるとおりでございます。違う業者が使うとなればその違う業者が許可を取るべき案件ですので、そのようなことになると思います。以上でございます。

齊藤(森)委員

わかりました。現実的には、同じ仮設事務所を別な業者が使う場合でも、鉄板がすでに敷いてあるので、それを撤去して、また敷きなおすというのは非常に作業的には無駄かなと思いました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

おそらく、工事が終わらない状況のときは、鉄板を除去する前に再申請があるのではないですか。それでよろしいでしょうか。

齊藤(森)委員

いずれにしても、農地整備課と連絡を取り合って事務局で注視してください。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局でそのようにお願いします。その他発言はございますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地の買受適格証明(3条)の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

9 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農地の買受適格証明(3 条)の交付決定について、ご説明を申し上げます。

買受適格証明につきましては、農地の競売に参加するとき、または農地の公売に参加するときなどに必要なものであります。今回、1 件の願出があり、下妻市役所収納課の公売物件であります。

処理番号 1 号、村岡地内、田、1,681 m²、願出理由は、農業経営規模拡大のため、公売に参加したく願出されたものであり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 4 号)

処理番号 1 号:羽賀委員

議案第 4 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北へ約 1.4km にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。1 月 24 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

報告を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、農地整備課職員入室のため、暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(農地整備課職員:湯本補佐・赤間主査 着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第5号、下妻農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10ページ並びに、参考資料2の1ページをお開き願います。

議案第5号、下妻農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見決定について、でございますが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものと規定されております。

議案書は、11ページをご覧ください。

令和5年11月1日から11月30日にかけて、市農地整備課におきまして、令和5年度後期の農用地区域の編入・除外申出受付を行い、6件の変更申出の申請がございました。こちらにつきまして、下妻市長から農業委員会会長宛に意見聴取依頼がありましたので、本日も審議をいただくものでございます。

議案書は12ページをお開き願います。

今回は、農用地区域からの除外案件が6件でございます。除外案件につきまして、農地転用許可基準に基づき、審査した結果につきまして、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

議案第5号、下妻農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見決定につきまして、農地転用許可基準に基づき、審査した結果をご説明いたします。

議案書は12ページ、参考資料2は1ページ・2ページをお開き願います。

①除外案件、申出地、大串地内、畑、524㎡、目的は自己用住宅でございます。

参考資料2の1ページ、付近状況図の灰色部分が、農用地区域内農地でございます。農用地区域から除外後の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料2の、3ページ・4ページをお開き願います。

②除外案件、申出地、山尻地内、畑、295㎡、目的は自己用住宅でございます。農用地区域から除外後の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料2の、5ページ・6ページをお開き願います。

③除外案件、申出地、下栗地内、畑、487㎡、目的は自己用住宅でございます。農用地区域から除外後の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、目的が住宅であり、70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料2の、7ページ・8ページをお開き願います。

④除外案件、申出地、黒駒地内、2筆、田、合計5,711㎡の内5,330.41㎡、目的は車両置場でございます。農用地区域から除外後の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農

地と判断され、原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料2の、9ページ・10ページをお開き願います。

⑤除外案件、申出地、大木地内、2筆、畑、合計692㎡、目的は車両置場でございます。農用地区域から除外後の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

続きまして、参考資料2の、11ページ・12ページをお開き願います。

⑥除外案件、申出地、前河原地内、3筆、畑、合計3,612㎡、目的は車両置場でございます。農用地区域から除外後の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

以上、除外案件6件につきまして、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に地区担当農業委員より、調査について順次報告願います。

(議案第5号)

① 除外案件：白井委員

除外案件①について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、大宝公民館から南へ約450mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。12月25日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願ひします。

② 除外案件：草間委員

除外案件②について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約750mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。12月26日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願ひします。

③ 除外案件：鈴木委員

除外案件③について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから東へ約300mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。12月26日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願ひします。

④ 除外案件：鶴見委員

除外案件④について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約 550m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。12 月 21 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いいたします。

⑤ 除外案件：鶴見委員

除外案件⑤について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から北へ約 300m にあり、耕作されておらず、山林化していました。12 月 21 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いいたします。

⑥ 除外案件：鶴見委員

除外案件⑥について、現地調査を行った結果をご報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約 600m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。12 月 21 日、農地整備課職員湯本補佐、赤間主査と現地調査を行いました。事業計画の確認及び現地調査の結果、周辺農用地への影響はなく、農用地区域から除外することについて、問題ないと判断しました。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありますか。はい、野村委員

野村委員

除外案件④について、申請地の南西側は、申請書では田ということですが、そこは今、耕作されていますか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

農地整備課で回答をお願いします。

農地整備課（赤間英子君）

はい、農地整備課の赤間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ご質問にありました申請地につきましては、現在耕作はされておりません。

以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

はい、野村委員、よろしいですか。

野村委員

はい、わかりました。ここが耕作されているとなると、水路などが分断されてしまうと思いますので質問しました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他ございますか。はい、程塚委員。

程塚委員

除外案件④、⑤、⑥について、車両置場ということで、まずどういう車両が置かれるのですか。それと、周りは、塀で囲って、外から見えないようなことになってしまうのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

農地整備課で回答をお願いします。

農地整備課(赤間英子君)

お答えいたします。除外案件④につきまして、普通車両を配置する予定となっております。全面に砂利敷きをしまして、周囲にフェンスを設置する予定で、入口には施錠を行うということです。

続きまして、除外案件⑤につきまして、こちらも主に普通車、それとタイヤ等を置く予定となっております。こちらにつきましても、フェンスで囲みまして、施錠で管理されるということで申請が上がっております。

続いて、除外案件⑥につきまして、こちらも主に普通車となっております。周りをフェンスで囲みまして、施錠して管理をされるという内容の申請でございます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

はい、程塚委員。

程塚委員

はい、フェンスというのは外から見えるようなものと解釈しておりますが、確認をお願いします。それと、市内の業者ではないのですが、実際本社などを見て、業務内容など、きちんと確認されたのかどうか、それも併せてお聞きします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その前にちょっとよろしいですか。農業委員としては、今日の問題は別としても、許可申請は、法的な問題として考えなくてはならないことは大前提です。ただ、ちょっと肅々と考えていかないと、法律に照らし合わせれば何でも良いということでは、農業委員会の存在価値、また役割がおかしな方向になってしまい、農業委員はいらなくなってしまう。そのようなことも、多少、これから考えていかなくてはならないと思いついて、議長の案件ではないので、発言をいたしました。

はい、農地整備課で補足説明があります。

農地整備課(湯本敏男君)

フェンスについてですが、今のところ、こちらに上がってきてるのは、フェンスで囲むということになっておりまして、具体的にどのようなフェンスになるかまでは聞き取りしておりません。また、こちらの車両置場については、市の環境課の方も担当ということになりますので、そちらとも連携しながらきちんと管理されるようにということを考えております。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

程塚委員、よろしいですか。渡辺係長から補足説明があります。

事務局(渡辺広行君)

今日の総会で、農振除外の意見がなしということになりまして、その後、農振除外が許可されますと、半年後程度で、農地転用の申請が出てきますので、そのときの観点で、少し補足させていただきます。今、私の方で説明した農地法に照らし合わせた説明は、あくまで場所的に、農地転用ができるかどうかのみを農振除外の申請のときに判断しておりまして、これから半年後の農地転用の申請の際には、もうちょっと中身に踏み込みまして、場所に加えて、資金力、必要性など、もっと細かく転用する方の内容を見ていきます。転用申請のときに、今日、農業委員の皆様からでた、例えばフェンスは、中を見えるようにしてくださいとか、そういったことは法律上の強制力はないかもしれませんが、意見として出ましたのでよく考慮してくださいというようなお話ができると思いますので、窓口において、申請人へ申し伝えたいと思います。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はございますか。はい、塚田委員。

塚田委員

今の説明について、利用目的がどうであれ、どうでもいいということですか。今回の、この乗用車をなぜここに置かなくてはいけないかとかについては、今回の意見としては、考えなくてもいいということで、今の説明をされたのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

塚田委員のご質疑にお答えいたします。今回は、農地転用の申請書とは別なので、細かくまで見なくて、ただ必要性など概要的なところは見て判断しておりますが、基本的にはエリアとして除外できる場所なのかどうかというのを主眼に置いて、見るということを県の担当にも聞いたことがあります。ただ、県の方でも、この後、許可の審議をするんですけれども、以前は、エリアについて中心的に見ていたのが、時代の流れによって、もっと農地転用で判断するようなどころまで見ているのだけれど、本来ならエリアを見るべきというお話は聞いたことがあります。この後、農地転用申請が出た際には、中身をもっとしっかり見ていただきます。

塚田委員

必要性はあまり見ないってということですね。

事務局(渡辺広行君)

私どもも、この段階では、そこまで踏みこんだ確認はしていないというような状態です。よろしくお願いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はございますか。

(「なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは意見がないようなので、お諮りします。本案につきましては、質疑がありましたけど、農地整備課及び事務局の説明をきいた上で、下妻農業振興地域整備計画の変更(案)に対する、農業委員会の意見はなしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、下妻農業振興地域整備計画の変更(案)に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

ここで農地整備課職員の退室のため暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(農地整備課職員:退出)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

13ページをご覧願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、皆葉地内、登記、畑、現況、宅地、3,117㎡の内28.51㎡、届出理由は、令和2年12月頃より、農業用倉庫を建築し、無断転用していたことから、去る1月4日、始末書添付の上、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越 剛君)

14ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、平沼地内、7筆、登記、田及び畑、現況、田、合計3,539㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る1月4日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

15ページをご覧願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、15ページから19ページまで、19件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和6年第1回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後14時50分）

議長 _____ 齋 藤 孝 夫 _____

署名委員 _____ 羽 賀 茂 _____

署名委員 _____ 齋 藤 森 一 _____